明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働三四〇）　一
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一八五九）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　六
国家試験
通関士試験合格者（財務省）　三
平成二十九年度弁理士試験合格者（工業所有権審議会）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
独立行政法人工業所有権情報・研修館平成二十八事業年度財務諸表、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　七
会社その他
会社決算公告　七

告示

○厚生労働省告示第三百四十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、告示の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成二十九年十一月二十四日

厚生労働大臣　加藤　勝信